

4章

東北福祉大学通信制大学院学則

通信制大学院の学則は下記のとおりです。学則をわかりやすく解説したものが『通信制大学院ガイドブック』ですので、『通信制大学院ガイドブック』をご理解いただければ学習の進行に問題はありません。

第1章 総 則

(目的)

第1条 東北福祉大学通信制大学院は、本学大学院の通学の課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、より高度で専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成を行うことを目的とする。福祉心理学専攻においては、研究者及び心理学の科学性と専門性をもとにした援助が行える人材の養成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 本通信制大学院は、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価に関する詳細は、別に定める。

(課程及び専攻)

第3条 本通信制大学院に総合福祉学研究科修士課程の社会福祉学専攻と福祉心理学専攻を置く。

- 2 本通信制大学院は、本学大学院総合福祉学研究科修士課程の社会福祉学専攻と福祉心理学専攻の通学課程に基礎を置くものとする。

(修業年数)

第4条 本通信制大学院修士課程の修業年限は2年とする。

- 2 本通信制大学院修士課程に4年を超えて在学することはできない。

(定員)

第5条 本通信制大学院修士課程の入学定員は次のとおりとする。

研究科	修士課程		
	専 攻	入学定員	収容定員
総合福祉学 研究科	社会福祉学	10名	20名
	福祉心理学	10名	20名

第2章 教員組織及び運営組織

(教員)

第6条 本通信制大学院における授業及び研究指導は、本学教授、准教授が担当する。但し、特別の事情があるときは、上記以外の教授、准教授または講師をもってこれに充てることがある。

(大学院通信教育委員会)

第7条 本学通信制大学院に大学院通信教育委員会を置く。

- 2 大学院通信教育委員長は、学長が兼任する。
- 3 大学院通信教育委員会は、学長・学長補佐・研究科長・学部長・総務局長・教務部長・キャリアセンター長・通信教育部長、及び研究科委員会から選ばれた2名の教授で組織する。
- 4 大学院通信教育委員会は、通信制大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議する。
- 5 大学院通信教育委員会の学務運営は大学院通信教育委員長が総括する。

(研究科委員会)

第8条 本学通信制大学院の研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は研究科長、大学院専攻主任及びその研究科の授業科目を担当し指導する教授をもって組織する。但し、必要あるときは他の教授・准教授及び講師を出席させることができる。
- 3 研究科委員会は研究科における授業及び指導並びに学位論文の審査その他必要事項を審議する。
- 4 研究科委員会は研究科長が管掌する。

第3章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第9条 本通信制大学院の授業科目、単位数及び履修方法は別表1、別表2の通りとする。

(修了要件)

第10条 本通信制大学院の学生は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(履修科目の申告)

第11条 学生は履修しようとする授業科目について、当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに、通信制大学院事務室に申告しなければならない。

第4章 教育方法及び研究指導

(教育方法)

第12条 通信制大学院の教育方法は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 授業の方法は、次のいずれか、又はそれらの併用により行うものとする。

- (1) 印刷教材等による授業
- (2) 面接授業
- (3) 放送授業
- (4) メディアによる授業

3 印刷教材等については、授業科目を担当する教員が指定するものとする。

4 印刷教材等による授業、放送授業については、研究課題の添削指導を行った上で、必要に応じて対面指導を行うものとする。

5 演習科目については、印刷教材等による授業と面接授業の併用で行うものとする。

6 研究指導については、定期的に対面指導を行うものとする。

第5章 単位の修得、試験及び学位論文

(単位の修得)

第13条 本通信制大学院において所定の授業科目を履修した者に対しては、特定の研究課題に対する報告又は単位修得試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

2 教育上有益と認めるときは、本大学院入学する前に他の大学院で履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目により修得したものと認定することができる。

3 前項により認定した単位数は、10単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるものとする。

(成績の評価)

第14条 学業成績の評価は、優、良、可、不可の4種の評価をもって表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文)

第15条 修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の技能を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2年間幅広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない。

(学位論文の提出)

第16条 修士の学位論文は、2部作成し、通信制大学院事務室を経て研究科委員会に提出するものとする。

(論文の審査)

第17条 修士の学位論文の審査は、審査委員がこれにあたる。

2 審査委員は、当該学位論文に係る指導教授のほか、学位論文に関連する通信制大学院の教員2名以上の委員をもって構成する。

3 審査委員は、当該学位論文に係る指導教授が主査となる。主査以外の審査委員は、研究科委員会の議を経て研究科長が指名するものとする。

- 4 本通信制大学院にあっては、審査委員会は当該学生について口頭試問を行うものとする。

(審査の報告)

第18条 審査委員会は、審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を大学院研究科委員会に提出しなければならない。

(論文と最終試験の判定)

第19条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査委員会の報告に基づき、大学院研究科委員会が決定する。

- 2 大学院研究科委員会の議を経た判定結果は、研究科長が学長に報告するものとする。

第6章 学位の授与

(学位の授与)

第20条 本通信制大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は、東北福祉大学学位規則の定めるところによる。

第7章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第22条 本通信制大学院の修士課程に入学できるものは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 文部科学大臣の指定した機関によって、大学卒業の学力を有すると認定された者。
- (3) 本通信制大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者。

(入学志願手続)

第23条 本通信制大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期日までに、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他の必要書類

(入学選抜)

第24条 入学志願者に対する選抜方法については、別に定める。

(入学手続)

第25条 入学を許可された者は、別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙による保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第26条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は、保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第27条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き3ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、1年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き休学を許可するが、通算して2年を超えることができない。

2 休学は、その事由が終わったとき届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学中の学費)

第28条 休学中は学費の半額を納入しなければならない。

(退学)

第29条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する場合は、学長は大学院研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期にわたり欠席し、成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 所定の期日以降3ヶ月納付を怠った者。

- (3) 修士課程において、同一専攻に在学4年に及んでなお修了できない者。

(再入学)

第31条 本学に1年以上在学し依願退学した者で、同専攻に再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

第8章 学 費

第32条 入学を許可された者は、別表3に定める入学金、授業料、施設・設備費、厚生費、実験（実習）費等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

第9章 賞 罰

(表彰)

第33条 品行方正で学業優秀な者、又は、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 本通信制大学院の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者に対し懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は譴責・停学・退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は退学処分とする。
- (1) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者。
 - (2) 正当な理由がなくして出席常でない者。
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本文に著しく反した者。
 - (4) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。

第10章 学則の準用

第35条 本通信制大学院学則に定めるものの他については、東北福祉大学大学院学則の定めるところによる。

別表3 納付金

入学検定料 30,000円

	金額（単位：円）
入 学 金	100,000
授 業 料	300,000
施設・設備費	50,000
厚 生 費	10,000
合 計	460,000

授業料、施設・設備費は、次年度以降、在学中はスライド制の適用により改訂する。

